アミックスコム契約約款集

目次

アミックスコムサービス契約についての重要事項説明書
個人情報保護方針
アミックスコムテレビサービス契約約款
アミックスコムインターネットサービス契約約款
アミックスコム光ＩＰでんわサービス契約約款
別表１　本サービスの種類とその内容（恵那市）
別表１　本サービスの種類とその内容（輪之内町）

株式会社アミックスコム：恵那局

株式会社アミックスコム：輪之内局

アミックスコムサービス契約についての重要事項説明書

平成 23 年 1 月 21 日
改訂 平成 25 年 2 月 1 日
改訂 平成 28 年 5 月 21 日
改訂 平成 29 年 3 月 1 日
改訂 2021 年 9 月 1 日
改訂 2023 年 10 月 1 日
改訂 2025 年 10 月 1 日
改訂 2026 年 4 月 10 日

１．ご契約にあたって

(1) 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、当社窓口にてお申し込みください。

(2) ご契約時に記入（または入力）いただいた電話番号・メールアドレス宛に当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。

(3) ご契約内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。

２．テレビ（放送）サービスについて

(1) 受信点地域の電波状況（気象・反射波等）によっては、視聴中に放送が途切れる（ブロックノイズ等の症状）場合があります。

(2) 保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

３．インターネット接続（通信）サービスについて

(1) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

(2) ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。

(3) 保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

４．ご利用料金等について

基本サービスや付加サービスを変更する場合は、当該変更希望月の 20 日までに当社窓口にて手続きを行ってください。変更手続を完了した翌月からの課金となります。

５．解約、変更、転居、一時停止等について

(1) 解約・変更・転居及び一時停止の際には、当該変更希望月の 20 日までに当社窓口にて手続きを行ってください。

(2) 解約・変更・転居時には費用が発生します。

(3) 一時停止の期間は、最長で一年間です。一時停止には費用が発生します。一時停止から再開をご希望される場合は、当社窓口にて手続きを行ってください。

６．加入者の責任について

（1）レンタル機器の扱いについて、故障が発生した場合は、無償で交換・修繕を行います。故障の原因によっては、当社は加入者に対して修繕費などを請求できるものとします。

（2）パソコン、ＬＡＮケーブル等の加入者施設については、当社で責任を負いかねます。

７．その他

（1）サービス内容は予告なく変更することがあります。

（2）記載している金額は税込です。税込金額については、円未満を切り捨てて表記しております。ただし、課税対象外となるサービスの料金についてはその限りではありません。

８．お問い合わせ連絡先

株式会社アミックスコム
岐阜県恵那市長島町正家一丁目 6 番地 1
Tel：0573-20-3252　Fax：0573-20-3253
E-mail：info@amixcom.jp

個人情報保護方針

【すべてはお客様のために】

広くお客様の期待と要望に応えお客様から信頼していただけるために、当社の扱う個人情報を全社一丸となって正確かつ安全に取り扱うことにより、お客様の情報を守り、その信頼に応えるため、次の基本方針を役員および当社で業務に従事するすべての者で取り組みます。

・当社の企業理念を前提とし、適用範囲内の全ての情報に対し適切な情報セキュリティ対策を講じ、不正な暴露、改ざん、あるいはサービスの妨害から確実に保護する。

・当社は情報セキュリティ対策について全社員に周知徹底することを必須とし、社員は情報セキュリティ対策に則った行動の実践を徹底する。

・情報セキュリティ対策は、業務内容の変更、作業環境の変更、社会情勢の変化等を考慮し、見直しを行うと共に必要に応じた改善を行うこととする。

1. コンプライアンス・プログラムの策定および継続的改善

役員、従業員は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を適切に利用し、保護するためのコンプライアンス・プログラムを策定・実施し、継続的に改善して参ります。

2. 個人情報の収集・利用・提供に関するルール

当社は、有線テレビジョン放送事業・電気通信事業を営んでいることを考慮し、業務実態に応じた個人情報保護のための管理体制を確立すると共に、個人情報の収集・利用、提供において所定の規則に従い適切に取扱います。

3. 権利の尊重

当社は、お客様および個人の権利を尊重し、個人情報の開示、訂正もしくは削除、または利用もしくは提供の拒否を求められたときは、社会通念や慣行に照らし合理的な範囲でこれに応じます。

4. 安全対策の実施

当社は、個人情報が不正に社外に流失、漏えい、改ざんされるなどのトラブルが起こらないよう、社内規定を整備し、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を実施します。

5. 法令・規範の遵守

当社は、当社が収集致しました個人情報を適切に管理し保護するため、JIS 規格（JISQ15001）に則ったマネジメント・システムを策定し、適宜定期的な見直しを行い継続的な改善を図って参ります。また、当社は個人情報に関係する法令、国が定める指針および、その他各種の規範を遵守致します。

個人情報の取り扱いについて

個人情報の取得、及び利用について

1. 当社はお申込みいただいたサービスの内容確認や、サービス提供時に必要な情報としてお客様の個人情報をお聞きいたします。また、ご登録いただいた個人情報のうち、サービスの提供や通知等において支障の生ずる情報に変更があったことを当社にて確認できた場合には、登録情報を変更させていただくことがございます。

お客様の個人情報の主な利用目的は以下のとおりです。

・各種サービスへの登録の確認やサービス提供のため（日本放送協会との個別の契約を含む）

・各種商品・サービスの請求・お支払とその確認のため（日本放送協会との個別の契約を含む）

・定期刊行物、電子メール、その他各種サービスのご案内をお届けするため

・調査のご協力や各種イベントへの参加ご案内、並びにその結果を報告するため

・サービス、ウェブサイト等の利用状況を把握し、お客様に有益と思われる企業・団体の情報をお届けするため

・その他、当社が提供するサービスに関する契約約款その他の規約等の規定に基づき利用するため

2. 当社は、従来のサービス改良や新たなサービス開発を目的としてアンケート調査を行うことがございます。この際、アンケート調査や謝礼のお届けに必要な範囲で個人情報をお聞きする場合がございます。

3. 当社は、業務委託にて個人情報を取得する場合があります。個人情報の取扱いを受託する場合は、お預かりした個人情報をその受託業務遂行のみに利用し、当社諸規定に従って厳正に管理します。

現在の受託業務

受託先	受託業務
恵那市役所	音声告知器設置に関する業務

個人情報の第三者への提供について

1. 当社は、お客様のご承諾がない限り登録された個人情報を第三者に提供いたしません。

2. ただし、法律に基づき提供しなければならない場合、当社が提供するサービスに関する契約約款その他の規約等の規定に基づき提供する場合、お客様の権利・財産・安全などを保護・防御するために必要であると合理的に判断できる場合には、個人情報を提供することがございます。

3. なお、当社が個人情報の取扱いを外部事業者に委託する場合には、当社が定めた委託先選定基準に基づき、十分な個人情報の保護水準を満たしている業者を選定し、個人情報の漏えい等が行われないよう契約による義務付けを行います。また、外部事業者より個人情報の取扱いを受託する場合には、お預かりした個人情報を厳正に管理し、契約の範囲内で利用いたします。

個人情報の管理について

当社は、個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、厳重なセキュリティ対策を実施しています。個人情報への不正なアクセスに備えた安全な環境を整備し、順次セキュリティ対策を見直して参ります。

当社は、お客様の個人情報をできる限り正確かつ最新の状態で管理します。

個人情報の開示・訂正・追加・削除等について

1. お客様からお申し出があったときは、登録情報の開示・訂正・追加・削除等を行います。但し、以下に該当すると判断した場合、お申し出の一部または全部をお断りすることがございます。この際は理由に関する説明を附します。

・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
・当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
・法令に違反する場合

2. 当社が保有しているお客様の個人情報について開示・訂正・追加・削除等の各請求を行う場合、お客様本人の確認のために、当社に対して次のいずれかの書類を提示していただきます。

・運転免許証
・健康保険証
・パスポート
・その他本人確認ができる書類

3. お客様には、当社が保有しているお客様の個人情報について開示を求められた場合、利用目的の通知に必要な手数料として、ご請求１件につき送料込みで 330 円（税込）を当社からの請求後、お支払いただきます。ただし、当社が業務委託にて取得した個人情報については、原則として開示等の申し出に対応いたしかねますのでご了承ください。

個人情報に関するお問合せ

当社が管理する個人情報に関するお問い合わせは、こちらまでお願いいたします。

個人情報提供の任意性

個人情報の当社への提供は、ご本人の同意に基づく任意ですが、必要な情報が提供されない場合、当社サービスの利用ができない場合があります。

株式会社アミックスコム　お客様相談窓口
電話番号　0573-20-3252
FAX 番号　0573-20-3253
メールアドレス　privacy@amixcom.jp
個人情報保護方針制定日：平成 18 年 3 月 1 日
株式会社アミックスコム
代表取締役伊藤義仁
付則
平成 18 年 3 月 1 日
改訂 平成 26 年 4 月 1 日
改訂 平成 29 年 10 月 5 日
改訂 2024 年 3 月 21 日

アミックスコムテレビサービス契約約款

平成 18 年 9 月 30 日
改訂平成 19 年 2 月 1 日
改訂平成 23 年 1 月 21 日
改訂平成 25 年 2 月 1 日
改訂平成 28 年 5 月 21 日
改訂平成 30 年 3 月 20 日
改訂 2024 年 3 月 21 日
改訂 2026 年 4 月 10 日
改訂 2026 年 10 月 20 日

第 1 節　総則

第 1 条（約款の適用）

株式会社アミックスコム（以下「当社」といいます）は、有線テレビジョン放送法および、その他の関連法令に従い、当社の定めるアミックスコムテレビサービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりアミックスコムテレビサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この本約款を加入者の承諾を得ることなく変更することがあります。本約款が変更された場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款の変更により当社は、本約款の変更に該当する加入者に対し、ホームページもしくは当社の定める方法により適宜通知します。ただし、当該変更内容がサービス内容の抜本的改訂に相当すると当社が判断した場合に限り、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居において生計を営む者の集団
集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物
放送設備	放送サービスを提供するために必要な設備全般
申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人
加入者	本サービスの利用をする個人または法人

用語	用語の意味
当社施設	放送設備のうち、放送センターから V-ONU までの設備
加入者施設	放送設備のうち、V-ONU の出力端子以降すべての設備
FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによって ネットワークを構築する方式
V-ONU	Video-Optical Network Unit 光信号にて送信された放送波を、電気信号に変換する装置 （加入者宅に設置します）
多チャンネル パススルーサービス	BS・110 度 CS デジタル放送の一部有料チャンネルを当社施 設および加入者施設の B-CAS カードまたは ACAS チップを 使用して提供するサービス

第 4 条（約款の範囲）

当社がホームページまたは書面により、加入者に対して通知および案内する本サービス利用上の注意事項やルールなどについても、本約款の一部を構成するものとします。また、加入者はこれを承諾するものとします。

第 5 条（サービスの種類）

本サービスの種類及びその内容については、別表 1 のとおりとします。

2. 当社は、サービス種類の内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 6 条（提供区域）

本サービスの提供区域については、別表 1 のとおりとします。

第 2 節　利用契約

第 7 条（契約の単位）

本サービスは加入者が使用する品目ごとに契約を締結し、一つの契約については一人の個人もしくは一つの法人に限ります。ただし、一つの引込線にて、複数の世帯もしくは事業所などへサービスを提供する場合には、世帯もしくは事業所などごとに契約を締結するものとします。

2. 集合住宅などにおいては、世帯もしくは事業者などごとではなく、その集合住宅の所有者と別途個別に一括して契約を締結する場合があります。

第 8 条（申込方法等）

本サービスの契約の申込者は、本約款に同意の上、当社所定の申込方法に従い必要事項を記入（または入力）し提出するものとします。

２.「多チャンネルパススルーサービス」を契約する場合、当社は加入者に当該 CAS 番号の提供を請求するものとし、加入者はその請求に応じるものとします。また、加入者は、加入者施設の B-CAS カードまたは ACAS チップが変更となった場合、当社に通知するものとします。

3. 当社は、次の各号に該当すると判断した場合は、契約の申込を承諾しないときがあります。
(1) 申込者が本約款に違反する恐れがあるとき
(2) 契約の申込内容にことさら虚偽の事実を記載したとき
(3) 申込者が利用料金の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
(4) 当社が本サービスを提供するためにFTTHによる電気通信回線の提供が受けられないとき
(5) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
(6) 申込者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
(7) 申込者である個人が未成年の場合で、親権者の同意を得られないとき
4. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申込を承諾しなかったときは、当社は申込者に対し当社の定める方法により、その旨を通知します。

第9条（契約の成立と利用開始日）

当社は、本サービスの契約の申込があったときはこれを承諾します。この承諾をもって契約の成立とします。

2. 本サービスを利用するにために必要な工事が完了した日を利用開始日とします。

第10条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日の属する月を除く1ヶ月とします。

第11条（契約の有効期間）

本サービスの契約の有効期間は、月額契約の場合は利用開始日から翌月末日までとし、その後は1ヶ月単位で自動更新とします。年額契約の場合は、利用開始日から翌年の同月末日までとし、その後は1ヶ年単位で自動更新とします。

第3節　契約事項の変更

第12条（利用申込内容の変更）

加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し当該変更希望月の20日までに当社に提出するものとします。ただし、変更内容によっては、希望日に間に合わない場合もあります。

2. 加入者は、利用申込の際に記入（または入力）した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して、事前に当社に提出するものとします。

3. 利用申込内容の変更については、第2節の利用契約に準じて扱います。

第13条（名義変更）

加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、当社が特に変更を認める場合に限り、加入者は利用契約を承継する申込者に契約名義を変更することができます。

2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して提出するものとします。

第14条（権利譲渡などの禁止）

加入者は、第13条（名義変更）による場合を除き、加入者が本サービスの提供を受ける権利を、第三者に委託若しくは譲渡することはできません。

第 15 条（設置場所の変更）

設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して当該変更希望月の 20 日までに提出するものとします。

2. 設置場所変更にかかる工事については費用がかかり、加入者が負担するものとします。

3. 当社は諸条件により設置場所の変更が困難な場合には、設置場所変更について承諾しない場合があります。

第 4 節　本サービス提供の停止等

第 16 条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）

当社が特に認めた場合に限り、加入者は本サービスの提供の一時停止を行うことができます。本サービスの一時停止は、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して、当該一時停止希望月の 20 日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、速やかに、一時停止は終了し本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後 1 年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。

2. 本サービスの一時停止中は、停止した日を含む月の翌月から再開した日を含む当月までの期間における料金の支払い義務を免除するものとします。なお、日割り計算による精算は行わないものとします。

3. 一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 1 年とします。

4. 一時停止に伴う手続き費用については、別表 1 のとおりとします。

第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号に該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

(1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき

(2) 本約款に違反したとき

(3) 申込内容に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(4) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は著作権違反など違法に本サービスを利用したとき

(5) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(6) 前各号のほか、当社の放送設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は、前項 (2) 〜 (6) の規定により本サービスの提供を停止するときは、加入者に対しあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な費用については、最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。

第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）

当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を中断することがあります。

(1) 当社の放送設備の保守又は点検作業のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する放送設備の障害等やむを得ない事情があるとき

(3) 天災、事変および気象状況などに起因して本サービスの提供が困難になった場合
(4) 放送衛星、通信衛星の機能停止に起因して本サービスの提供が困難になった場合
(5) その他当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、可能な限り事前にその旨並びに理由及び期間を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでありません。

第 5 節　利用契約の解除

第 19 条（加入者が行う契約の解除）

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望月の 20 日までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。

2. 前項に規定する手続きが完了した場合、契約解除希望日を含む月の末日を本サービスの利用終了日とします。

3. 年額支払契約の場合は、契約解除日を含む月を除く残存期間について料金を返金するものとします。なお、日割り計算による精算は行わないものとします。

4. 契約解除に伴うレンタル機器や引込回線などの撤去に際して、費用を必要とする場合は、加入者はこれを負担するものとします。なお、費用ついては、別表 1 のとおりとします。

第 20 条（暴力団等反社会的勢力の排除）

申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。

(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) 自己の親会社・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役職員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。

(7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が前 (1) ～ (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者であること。

2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。

(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当

社または当社の関係者の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加入者が第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。
5. 第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。
第 21 条（当社が行う契約の解除）
当社は、次に掲げる事由があるときは、契約期間にかかわらず、本サービスの契約を解除することがあります。
（1）第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の第 1 項の規定により本サービスの利用が停止された場合において、加入者が当該停止となった事由を解消しないとき
（2）第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の第 1 項の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき
（3）当社および加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により本サービスの提供が困難となった場合
2. 前項の規定により本サービスを解除するときは、加入者に対しあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前項の規定により本サービスを解除するときは、解除日を本サービスの利用終了日とします。
4. 第 1 項（1）および（2）による契約解除については、契約解除の手続きに伴う必要な費用について、最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。また、第 1 項（3）による契約解除の場合の費用については、別表 1 のとおりとします。
5. 加入者は、放送法に定められた初期契約解除制度に基づき、契約書面「光ケーブルテレビサービス登録確認書」の受領日から起算して８日以内であれば、当社に対して初期契約解除を申し出ることができます。この場合、当社は別表 1（5）に定める工事費を除き加入者へ請求できないものとします。

第 6 節　料金等

第 22 条（料金等）
本サービスの料金等は別表 1 に定めるとおりとします。
2. 当社は、別表 1 に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、当該サービスを利用している加入者にその旨を通知します。
3. 当社は、別表 1 に定める利用料金以外の費用について改定することがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、加入者にその旨を通知します。
4. 本サービスの料金は、利用開始日を起算日とし、別表 1 に定めるとおりの料金を支払うものとします。利用単位は月単位とし日割り計算は行わないものとします。
第 23 条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。月額契約の場合は歴月に従い、年間契約の場合は利用開始日を含む月を起算月とした暦年に従い計算した額を別表 1 に定める金額のとおり請求します。
3. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
4. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 10 日間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を月額契約の場合は、利用不能時間を 720 時間で除した数｛小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます（以下同じとします）｝に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、又年間契約の場合は利用不能時間を 8760 時間で除した数に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。
5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。

第 24 条（料金の支払い方法）

加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 第 21 条（当社が行う契約の解除）の第 1 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 加入者が紙媒体による請求書または明細書の発行及び郵送を希望する場合、加入者は別表 1 に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。
4. 前項のほか、口座振替の不能、クレジットカード情報の不備もしくは決済不能その他の理由により、当社が加入者に対し紙媒体による請求書、または督促状等を発行・送付した場合、加入者は別表 1 に定める発行手数料を当社に支払うものとします。

第 25 条（割増金）

加入者は、本サービスの利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた金額の 2 倍に相当する金額を割増金として当社に支払うものとします。

第 26 条（遅延損害金）

加入者は、本サービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩 4 銭（年率 14.6%）の割合で算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 7 節　設備について

第 27 条（当社による管理）

当社は、当社または当社の指定する業者が放送設備の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

「多チャンネルパススルーサービス」を契約した場合、加入者施設の B-CAS カードまたは ACAS チッ

プの CAS 番号を使用して信号制御を行う場合があります。

第 28 条（加入者による管理）

加入者は、当社施設について、使用上の注意事項を遵守し、管理者としての注意義務をもって維持管理を行うものとします。

2. 加入者の故意または過失により、当社施設を破損もしくは紛失した場合には、加入者の責任と負担において、修理、補填および交換などの必要な措置をとるものとします。

第 29 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合は、加入者施設に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。当社はすみやかに調査を行い適切な措置を講じます。

第 30 条（施設の改修と撤去）

契約内容の変更および契約の解除などに伴う当社施設の改修および撤去にかかる費用については、加入者が負担するものとします。なお、費用については別表１のとおりとします。

2. 放送設備の改修および撤去時に、建物などの復旧が必要となる場合の費用については、加入者が負担するものとします。

第 8 節　雑則

第 31 条（禁止事項）

加入者は、次の行為を行なわないものとします。

(1) 当社もしくは第三者の知的財産権（著作権、商標権等）、財産権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害する、またはそのおそれのある行為

(2) 当社もしくは第三者を誹謗中傷、およびその名誉・信用を毀損する、またはそのおそれのある行為

(3) 当社もしくは第三者の放送に支障をきたす、またはそのおそれのある行為

(4) 猥褻、暴力、虐待など公序良俗に反する、またはそのおそれのある行為

(5) 犯罪に結びつく、またはそのおそれのある行為

(6) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為

(7) 放送設備に損害を与える行為

第 32 条（免責）

当社は、加入者が本サービスの利用に関して被った損害に対し、一切の責めを負いません。

2. 本サービスを利用して情報を送信又は受信した結果、その情報が名誉毀損あるいは損害賠償等の起訴対象となり得る場合、当社がその情報を事前に知っていたか否かに関わらず、当社はその一切の責めを負いません。

3. 第三者の行為に起因する損害に対しては、当社は一切の責めを負いません。

第 33 条（機密保持）

加入者及び当社は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

2. 前項の規定は、本サービスの契約が終了した後も継続するものとします。

第 34 条（協議事項）

本契約に定めのない事項が生じた場合には、誠意を持って協議の上解決するものとします。

アミックスコムインターネットサービス契約約款

平成 18 年 9 月 30 日
改訂 平成 19 年 2 月 1 日
改訂 平成 23 年 1 月 21 日
改訂 平成 25 年 2 月 1 日
改訂 平成 28 年 5 月 21 日
改訂 平成 30 年 3 月 20 日
改訂 令和 7 年 3 月 21 日
改訂 2026 年 4 月 10 日
改訂 2026 年 10 月 20 日

第 1 節　総則

第 1 条（約款の適用）

株式会社アミックスコム（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法および、その他の関連法令に従い、当社の定めるアミックスコムインターネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりアミックスコムインターネットサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この本約款を加入者の承諾を得ることなく変更することがあります。本約款が変更された場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款の変更により当社は、本約款の変更に該当する加入者に対し、ホームページもしくは当社の定める方法により適宜通知します。ただし、当該変更内容がサービス内容の抜本的改訂に相当すると当社が判断した場合に限り、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居において生計を営む者の集団
集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物
電気通信設備	通信サービスを提供するために必要な設備全般
申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人
加入者	本サービスの利用をする個人または法人
当社施設	電気通信設備のうち、センターから D-ONU までの設備

用語	用語の意味
加入者施設	電気通信設備のうち、D-ONU の出力端子以降すべての設備
FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式
D-ONU	Data-OpticalNetworkUnit 光信号にて送信された通信を、電気信号に変換する装置（加入者宅に設置します）
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器

第 4 条（約款の範囲）

当社がホームページまたは書面により、加入者に対して通知および案内する本サービス利用上の注意事項やルールなどについても、本約款の一部を構成するものとします。また、加入者はこれを承諾するものとします。

第 5 条（サービスの種類）

本サービスの種類及びその内容については、別表 1 のとおりとします。

2. 当社は、サービス種類の内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 6 条（提供区域）

本サービスの提供区域については、別表１のとおりとします。

第 2 節　利用契約

第 7 条（契約の単位）

本サービスは加入者が使用する品目ごとに契約を締結し、一つの契約については一人の個人もしくは一つの法人に限ります。ただし、一つの引込線にて、複数の世帯もしくは事業所などへサービスを提供する場合には、世帯もしくは事業所などごとに契約を締結するものとします。

2. 集合住宅などにおいては、世帯もしくは事業者などごとではなく、その集合住宅の所有者と別途個別に一括して契約を締結する場合があります。

第 8 条（申込方法等）

本サービスの契約の申込者は、本約款に同意の上、当社所定の申込方法に従い必要事項を記入（または入力）し提出するものとします。

2. 当社は、次の各号に該当すると判断した場合は、契約の申込を承諾しないときがあります。

(1) 申込者が本約款に違反する恐れがあるとき

(2) 契約の申込内容にことさら虚偽の事実を記載したとき

(3) 申込者が利用料金の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき

(4) 当社が本サービスを提供するために FTTH による電気通信回線の提供が受けられないとき

(5) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき

(6) 申込者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用す

るおそれがあるとき
（7）申込者である個人が未成年の場合で、親権者の同意を得られないとき
3. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申込を承諾しなかったときは、当社は申込者に対し当社の定める方法により、その旨を通知します。
第 9 条（契約の成立と利用開始日）
当社は、本サービスの契約の申込があったときはこれを承諾します。この承諾をもって契約の成立とします。
2. 本サービスを利用するにために必要な工事が完了した日を利用開始日とします。
第 10 条（最低利用期間）
本サービスの最低利用期間は、利用開始日の属する月を除く 1 ヶ月とします。
第 11 条（契約の有効期間）
本サービスの契約の有効期間は、月額契約の場合は利用開始日から翌月末日までとし、その後は 1 ヶ月単位で自動更新とします。年額契約の場合は、利用開始日から翌年の同月末日までとし、その後は 1 ヶ年単位で自動更新とします。

第 3 節　契約事項の変更

第 12 条（利用申込内容の変更）
加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し当該変更希望月の 20 日までに当社に提出するものとします。ただし、変更内容によっては、希望日に間に合わない場合もあります。
2. 加入者は、申込書の際に記入（または入力）した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して、事前に当社に提出するものとします。
3. 利用申込内容の変更については、第 2 節の利用契約に準じて扱います。
第 13 条（名義変更）
加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、当社が特に変更を認める場合に限り、加入者は利用契約を承継する申込者に契約名義を変更することができます。
2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して提出するものとします。
第 14 条（権利譲渡などの禁止）
加入者は、第 13 条（名義変更）による場合を除き、加入者が本サービスの提供を受ける権利を、第三者に委託若しくは譲渡することはできません。
第 15 条（設置場所の変更）
設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定方法に従い必要事項を記入（または入力）して当該変更希望月の 20 日までに提出するものとします。
2. 設置場所変更にかかる工事については費用がかかり、加入者が負担するものとします。
3. 当社は諸条件により設置場所の変更が困難な場合には、設置場所変更について承諾しない場合があります。

第 4 節　本サービス提供の停止等

第 16 条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）

当社が特に認めた場合に限り、加入者は本サービスの提供の一時停止を行うことができます。本サービスの一時停止は、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して、当該一時停止希望月の 20 日までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、速やかに、一時停止は終了し本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後 1 年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。

2. 本サービスの一時停止中は、停止した日を含む月の翌月から再開した日を含む当月までの期間における料金の支払い義務を免除するものとします。なお、日割り計算による精算は行わないものとします。

3. 一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 1 年とします。

4. 一時停止に伴う手続き費用については、別表 1 のとおりとします。

第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号に該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

(1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき

(2) 本約款に違反したとき

(3) 加入申込内容に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(4) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は著作権違反など違法に本サービスを利用したとき

(5) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(6) 前各号のほか、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は、前項 (2) 〜 (6) の規定により本サービスの提供を停止するときは、加入者に対しあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な費用については、最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。

3. 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当するときは、そのサービスの利用を停止することがあります。

(1) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。

第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）

当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を中断することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は点検作業のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事情があるとき
(3) 天災、事変および気象状況などに起因して本サービスの提供が困難になった場合
(4) 通信が著しく輻輳または輻輳する恐れがあると当社が判断した場合
(5) その他当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、可能な限り事前にその旨並びに理由及び期間を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでありません。

第 5 節　利用契約の解除

第 19 条（加入者が行う契約の解除）

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望月の 20 日までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。
2. 前項に規定する手続きが完了した場合、契約解除希望日を含む月の末日を本サービスの利用終了日とします。
3. 年額支払契約の場合は、契約解除日を含む月を除く残存期間について料金を返金するものとします。なお、日割り計算による精算は行わないものとします。
4. 契約解除に伴うレンタル機器や引込回線などの撤去に際して、費用を必要とする場合は、加入者はこれを負担するものとします。なお、費用については、別表 1 のとおりとします。

第 20 条（暴力団等反社会的勢力の排除）

申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。

(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(6) 自己の親会社・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役職員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。

(7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が前 (1) ～ (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者であること。

2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加入者が第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。
5. 第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。
第 21 条（当社が行う契約の解除）
当社は、次に掲げる事由があるときは、契約期間にかかわらず、本サービスの契約を解除することがあります。
（1）第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の第 1 項の規定により本サービスの利用が停止された場合において、加入者が当該停止となった事由を解消しないとき
（2）第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の第 1 項の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき
（3）当社および加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により本サービスの提供が困難となった場合
2. 前項の規定により本サービスを解除するときは、加入者に対しあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前項の規定により本サービスを解除するときは、解除日を本サービスの利用終了日とします。
4. 第 1 項（1）および（2）による契約解除については、契約解除の手続きに伴う必要な費用について、最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。また、第 1 項（3）による契約解除の場合の費用については、別表 1 のとおりとします。
5. 加入者は、電気通信事業法に定められた初期契約解除制度に基づき、契約書面「光ケーブルテレビサービス登録確認書」の受領日から起算して８日以内であれば、当社に対して初期契約解除を申し出ることができます。この場合、当社は別表 1（5）に定める工事費を除き加入者へ請求できないものとします。

第 6 節　料金等

第 22 条（料金等）
本サービスの料金等は別表 1 に定めるとおりとします。
2. 当社は、別表 1 に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、当該サービスを利用している加入者にその旨を通知します。
3. 当社は、別表 1 に定める利用料金以外の費用について改定することがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、加入者にその旨を通知します。
4. 本サービスの料金は、利用開始日を起算日とし、別表 1 に定めるとおりの料金を支払うものとします。利用単位は月単位とし日割り計算は行わないものとします。
第 23 条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負う

ものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。月額契約の場合は歴月に従い、年間契約の場合は利用開始日を含む月を起算月とした暦年に従い計算した額を別表 1 に定める金額のとおり請求します。
3. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
4. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 24 時間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を月額契約の場合は、利用不能時間を 720 時間で除した数｛小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます（以下同じとします）｝に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、又年間契約の場合は利用不能時間を 8760 時間で除した数に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。
5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。

第 24 条（料金の支払方法）

加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 第 21 条（当社が行う契約の解除）の第 1 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 加入者が紙媒体による請求書または明細書の発行及び郵送を希望する場合、加入者は別表 1 に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。
4. 前項のほか、口座振替の不能、クレジットカード情報の不備もしくは決済不能その他の理由により、当社が加入者に対し紙媒体による請求書、または督促状等を発行・送付した場合、加入者は別表 1 に定める発行手数料を当社に支払うものとします。

第 25 条（割増金）

加入者は、本サービスの利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた金額の 2 倍に相当する金額を割増金として当社に支払うものとします。

第 26 条（遅延損害金）

加入者は、本サービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩 4 銭（年率 14.6%）の割合で算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 7 節　設備について

第 27 条（当社による管理）

当社は、当社または当社の指定する業者が電気通信施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷

地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。
第 28 条（加入者による管理）
加入者は、当社施設について、使用上の注意事項を遵守し、管理者としての注意義務をもって維持管理を行うものとします。
2. 加入者の故意または過失により、当社施設を破損もしくは紛失した場合には、加入者の責任と負担において、修理、補填および交換などの必要な措置をとるものとします。
第 29 条（故障）
本サービスに異常が生じた場合は、加入者施設に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。当社はすみやかに調査を行い適切な措置を講じます。
第 30 条（設備の改修と撤去）
契約内容の変更および契約の解除などに伴う当社施設の改修および撤去にかかる費用については、加入者が負担するものとします。なお、費用については別表１のとおりとします。
2. 電気通信設備の改修および撤去時に、建物などの復旧が必要となる場合の費用については、加入者が負担するものとします。

第 8 節　雑則

第 31 条（回線相互接続）
加入者は、加入者施設の終端に接続されている端末設備を介し、当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を提供することができます。この場合、接続の請求、接続の変更、接続の廃止等を行う場合は、当社所定の方法に従って当社へ通知するものとします。
第 32 条（禁止事項）
加入者は、次の行為を行なわないものとします。
(1) 当社もしくは第三者の知的財産権（著作権、商標権等）、財産権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害する、またはそのおそれのある行為
(2) 当社もしくは第三者を誹謗中傷、およびその名誉・信用を毀損する、またはそのおそれのある行為
(3) 当社もしくは第三者のネットワークおよびそのネットワークに接続された機器等に不正にアクセスする行為
(4) 受信者本人の同意の無い広告・宣伝・勧誘のメール、受信者が嫌悪感を抱くメール、チェーンメールなどを送信する行為
(5) 当社もしくは第三者の通信に支障をきたす、またはそのおそれのある行為
(6) 猥褻、暴力、虐待など公序良俗に反する、またはそのおそれのある行為
(7) 犯罪に結びつく、またはそのおそれのある行為
(8) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為
(9) 電気通信設備に損害を与える行為
第 33 条（注意喚起）
当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイム

スタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。
第 34 条（検査）
当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本サービスの契約者に、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、本サービスの契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
第 35 条（免責）
当社は、加入者が本サービスの利用に関して被った損害に対し、一切の責めを負いません。
2. 本サービスを利用して情報を送信又は受信した結果、その情報が名誉毀損あるいは損害賠償等の起訴対象となり得る場合、当社がその情報を事前に知っていたか否かに関わらず、当社はその一切の責めを負いません。
3. 本サービスを利用して当社サーバに保存された情報の消失又は毀損等について、一切の責めを負いません。
4. 第三者の行為に起因する損害に対しては、当社は一切の責めを負いません。
第 36 条（通信の秘密）
当社は法第４条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差し押さえ・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締役官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有するものから、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。
第 37 条（機密保持）
加入者及び当社は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。
2. 当社は、前条の処分および照会があった場合は、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の秘密情報を提供することがあります。
4. 前項の規定は、本サービスの契約が終了した後も継続するものとします。
第 38 条（協議事項）
本契約に定めのない事項が生じた場合には、誠意を持って協議の上解決するものとします。

アミックスコム光ＩＰでんわサービス契約約款

平成 19 年 11 月 1 日
改訂平成 23 年 1 月 21 日
改訂平成 25 年 2 月 1 日
改訂平成 30 年 3 月 20 日
改訂 2021 年 9 月 1 日
改訂 2024 年 3 月 21 日
改訂 2026 年 4 月 10 日
改訂 2026 年 10 月 20 日

第 1 節　総則

第 1 条（約款の適用）

株式会社アミックスコム（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法および、その他の関連法令に従い、当社の定めるアミックスコム光ＩＰでんわサービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりアミックスコム光ＩＰでんわサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この本約款を加入者の承諾を得ることなく変更することがあります。本約款が変更された場合のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款の変更により当社は、本約款の変更に該当する加入者に対し、ホームページもしくは当社の定める方法により適宜通知します。ただし、当該変更内容がサービス内容の抜本的改訂に相当すると当社が判断した場合に限り、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 3 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居において生計を営む者の集団
集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物
電気通信設備	通信サービスを提供するために必要な設備全般
申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人
加入者	本サービスの利用をする個人または法人
当社施設	電気通信設備のうち、センターから VoIP TA までの設備

用語	用語の意味
加入者施設	電気通信設備のうち、VoIP TA の出力端子以降すべての設備
FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
VoIP TA	Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光 IP でんわを利用する際に必要となる機器で、入力に D-ONU とを LAN ケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します
050 番号	050 から始まる電話番号
0AB～J 番号	番号市外局番から始まる電話番号
特定事業者	楽天モバイル株式会社をいいます

第 4 条（約款の範囲）

当社がホームページまたは書面により、加入者に対して通知および案内する本サービス利用上の注意事項やルールなどについても、本約款の一部を構成するものとします。また、加入者はこれを承諾するものとします。

第 5 条（サービスの種類）

本サービスの種類及びその内容については、別表１のとおりとします。

2. 当社は、サービス種類の内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 6 条（提供区域）

本サービスの提供区域については、別表１のとおりとします。

第 2 節　利用契約

第 7 条（契約の単位）

本サービスは加入者が使用する品目ごとに契約を締結し、一つの契約については一人の個人もしくは一つの法人に限ります。ただし、一つの引込線にて、複数の世帯もしくは事業所などへサービスを提供する場合には、世帯もしくは事業所などごとに契約を締結するものとします。

2. 集合住宅などにおいては、世帯もしくは事業者などごとではなく、その集合住宅の所有者と別途個別に一括して契約を締結する場合があります。

第 8 条（申込方法等）

本サービスの契約の申込者は、本約款に同意の上、当社所定の申込方法に従い必要事項を記入（ま

たは入力）し提出するものとします。
2. 当社は、次の各号に該当すると判断した場合は、契約の申込を承諾しないときがあります。
(1) 申込者が本約款に違反する恐れがあるとき
(2) 契約の申込内容にことさら虚偽の事実を記載したとき
(3) 申込者が利用料金の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
(4) 当社が本サービスを提供するためにFTTHによる電気通信回線の提供が受けられないとき
(5) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
(6) 申込者が当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
(7) 申込者である個人が未成年の場合で、親権者の同意を得られないとき
3. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申込を承諾しなかったときは、当社は申込者に対し当社の定める方法により、その旨を通知します。

第9条（契約の成立と利用開始日）

当社は、本サービスの契約の申込があったときはこれを承諾します。この承諾をもって契約の成立とします。
2. 本サービスを利用するにために必要な工事が完了した日を利用開始日とします。

第10条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用開始日の属する月を除く1ヶ月とします。

第11条（契約の有効期間）

本サービスの契約の有効期間は、利用開始日から翌月末日までとし、その後は1ヶ月単位で自動更新とします。

第3節　契約事項の変更

第12条（利用申込内容の変更）

加入者は、本サービスの利用申込内容について変更があるときは、当社所定の変更方法に従い必要事項を記入（または入力）し当該変更希望月の20日までに当社に提出するものとします。ただし、変更内容によっては、希望日に間に合わない場合もあります。
2. 加入者は、申込書の際に記入（または入力）した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して、事前に当社に提出するものとします。
3. 利用申込内容の変更については、第2節の利用契約に準じて扱います。

第13条（名義変更）

加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、当社が特に変更を認める場合に限り、加入者は利用契約を承継する申込者に契約名義を変更することができます。
2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して提出するものとします。

第14条（権利譲渡などの禁止）

加入者は、第13条（名義変更）による場合を除き、加入者が本サービスの提供を受ける権利を、第三者に委託若しくは譲渡することはできません。

第15条（設置場所の変更）

設置場所の変更を希望する場合、加入者は当社所定の方法に従い必要事項を記入（または入力）して当該変更希望月の 20 日までに提出するものとします。

2. 設置場所変更にかかる工事については費用がかかり、加入者が負担するものとします。

3. 当社は諸条件により設置場所の変更が困難な場合には、設置場所変更について承諾しない場合があります。

第 4 節　本サービス提供の停止等

第 16 条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）

加入者は本サービスの提供の一時停止を行うことはできません。

第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号に該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

(1) 本サービスの債務の支払いを怠ったとき

(2) 本約款に違反したとき

(3) 加入申込内容に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(4) 誹謗、中傷又は猥褻等の明らかに公序良俗に反すること、又は著作権違反など違法に本サービスを利用したとき

(5) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(6) 前各号のほか、当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

2. 当社は、前項 (2) 〜 (6) の規定により本サービスの提供を停止するときは、加入者に対しあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお、サービス提供停止時の手続きに伴う必要な費用については、最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。

第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）

当社は、次の各号に該当するときは、本サービスの提供を中断することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は点検作業のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事情があるとき

(3) 天災、事変および気象状況などに起因して本サービスの提供が困難になった場合

(4) 通信が著しく輻輳または輻輳する恐れがあると当社が判断した場合

(5) 特定事業者のサービス休止などにより本サービスの提供が困難になった場合

(6) その他当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、可能な限り事前にその旨並びに理由及び期間を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでありません。

第 5 節　利用契約の解除

第 19 条（加入者が行う契約の解除）

加入者は、毎月末日付にて契約解除の申し出を行うことができます。この場合、加入者は契約解除希望月の 20 日までに当社所定の方法に従い手続きを行うものとします。

2. 前項に規定する手続きが完了した場合、契約解除希望日を含む月の末日を本サービスの利用終了日

とします。
3. 契約解除に伴うレンタル機器や引込回線などの撤去に際して、費用を必要とする場合は、加入者はこれを負担するものとします。なお、費用については、別表１のとおりとします。
第 20 条（暴力団等反社会的勢力の排除）
申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。
(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配しまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
(6) 自己の親会社・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役職員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。
(7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が前（1）～（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者であること。
2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加入者が第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。
5. 第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。
第 21 条（当社が行う契約の解除）
当社は、次に掲げる事由があるときは、契約期間にかかわらず、本サービスの契約を解除することがあります。
(1) 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の第 1 項の規定により本サービスの利用が停止

された場合において、加入者が当該停止となった事由を解消しないとき

(2) 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の第 1 項の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき

(3) 当社および加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により本サービスの提供が困難となった場合

2. 前項の規定により本サービスを解除するときは、加入者に対しあらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 前項の規定により本サービスを解除するときは、解除日を本サービスの利用終了日とします。

4. 第 1 項（1）および（2）による契約解除については、契約解除の手続きに伴う必要な費用について、最大で利用料金の 6 ヶ月分を加入者に請求できるものとします。また、第 1 項（3）による契約解除の場合の費用については、別表 1 のとおりとします。

第 6 節　音声通話の品質

第 22 条（品質）

本サービスの音声通話の品質は、利用形態などにより変動する場合があります。

第 7 節　電話番号等

第 23 条（使用する電話番号）

当社は加入者に対して、050 番号と 0AB～J 番号をそれぞれ一つずつ付与するものとします。

2. 当社は、やむを得ない理由がある場合、加入者に対して付与した電話番号（050 番号と 0AB～J 番号）を変更することがあります。

3. 一つの契約において、050 番号および 0AB～J 番号のいずれかもしくは両方の番号について、二つ以上の番号を付与することはできないものとします。

4. 付与された電話番号（050 番号と 0AB～J 番号）の変更はできないものとします。

第 24 条（番号ポータビリティ）

加入者が現在利用している 0AB～J 番号を、当社所定の手続により継続して本サービスの電話番号として利用できるものとします。

2. 西日本電信電話株式会社及びそれ以外の事業者が所有する 0AB～J 番号であっても、番号ポータビリティの対象とならない場合があります。

第 25 条（通話できない電話番号）

特定事業者にて指定された通話できない電話番号へは本サービスから発信することはできません。

第 26 条（無料通話）

着信先が本サービスもしくは他事業者いずれの加入者であっても、特定事業者にて指定された 050 番号への通話に限り無料となります。0AB～J 番号にてダイヤルした場合には、本サービスの加入者であっても、無料とはなりません。

第 27 条（緊急通報利用契約）

加入者は、特定事業者に対して、緊急通報利用契約の申込を行い、契約を締結したものとします。

2. 前項の場合おいて、当社は特定事業者に対して、加入者の個人情報（氏名、住所、0AB～J 番号など）を通知できることとします。

第 28 条（発信電話番号通知）

本サービスを利用した音声通話を行うにあたっては、発信電話番号を着信先に通知します。

2. 着信先電話番号の前に「184」を付加してダイヤルした場合は、発信電話番号を着信先に通知しません。
3. 着信先へ発信電話番号を通知もしくは通知しないことにより発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 29 条（電話番号案内登録と電話帳掲載）

加入者の名義にて、電話番号案内のみ、もしくは電話番号案内と電話帳掲載の申込ができるものとします。

第 8 節　料金等

第 30 条（料金等）

本サービスの利用料金は別表 1 に定めるとおりとします。

2. 当社は、別表 1 に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、当該サービスを利用している加入者にその旨を通知します。
3. 当社は、別表 1 に定める利用料金以外の費用について改定することがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、加入者にその旨を通知します。
4. 本サービスの料金は、利用開始日を起算日とし、別表 1 に定めるとおりの料金を支払うものとします。利用単位は月単位とし日割り計算は行わないものとします。ただし、通話料についてはこの限りではありません。

第 31 条（ユニバーサル料金）

加入者は、付与される電話番号一つごとに、所定のユニバーサル料金を支払うものとします。

第 32 条（電話リレーサービス料金）

加入者は、付与される電話番号一つごとに、所定の電話リレーサービス料金を支払うものとします。

第 33 条（通話料）

加入者は、利用料金とは別に、通話先および通話時間に応じた通話料を当社所定の方法により支払うものとします。

2. 通話料は特定事業者が測定した結果に基づき算出するものとします。
3. 算定した通話料に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとします。
4. 基本サービスや付加サービスを変更または契約解除などにより残存する通話料については、本約款に基づき支払うものとします。

第 34 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 30 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 30 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。ただし、通話料についてはこの限りではありません。
3. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
4. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の中断）の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同程度の状

態にある場合。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 24 時間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を、利用不能時間を 720 時間で除した数｛小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます（以下同じとします）｝に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。ただし、通話料についてはこの限りでありません。
5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。

第 35 条（料金の支払方法）

加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 第 21 条（当社が行う契約の解除）の第 1 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 加入者が紙媒体による請求書または明細書の発行及び郵送を希望する場合、加入者は別表 1 に定める請求書等発行手数料を当社に支払うものとします。
4. 前項のほか、口座振替の不能、クレジットカード情報の不備もしくは決済不能その他の理由により、当社が加入者に対し紙媒体による請求書、または督促状等を発行・送付した場合、加入者は別表 1 に定める発行手数料を当社に支払うものとします。

第 36 条（割増金）

加入者は、本サービスの利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた金額の 2 倍に相当する金額を割増金として当社に支払うものとします。

第 37 条（遅延損害金）

加入者は、本サービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩 4 銭（年率 14.6%）の割合で算出した額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 9 節　設備について

第 38 条（当社による管理）

当社は、当社または当社の指定する業者が電気通信設備の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 39 条（加入者による管理）

加入者は、当社施設について、使用上の注意事項を遵守し、管理者としての注意義務をもって維持管理を行うものとします。

2. 加入者の故意または過失により、当社施設を破損もしくは紛失した場合には、加入者の責任と負担において、修理、補填および交換などの必要な措置をとるものとします。

第 40 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合は、加入者施設に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。当社はすみやかに調査を行い適切な措置を講じます。

第 41 条（設備の改修と撤去）

契約内容の変更および契約の解除などに伴う当社施設の改修および撤去にかかる費用については、

加入者が負担するものとします。なお、費用については別表１のとおりとします。
2. 電気通信設備の改修および撤去時に、建物などの復旧が必要となる場合の費用については、加入者が負担するものとします。

第 10 節　雑則

第 42 条（回線相互接続）

加入者は、加入者施設の終端に接続されている端末設備を介し、当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を提供することができます。この場合、接続の請求、接続の変更、接続の廃止等を行う場合は、当社所定の方法に従い当社へ通知するものとします。

第 43 条（禁止事項）

加入者は、次の行為を行なわないものとします。

（1）故意に本サービス利用回線を保留にしたまま放置するなど他の通信を妨害および品質を低下させる行為

（2）自動ダイヤリングシステムなどにより不特定多数に対して迷惑もしくは不利益を与える行為

（3）当社が本サービスの提供に支障をきたすと判断した行為

（4）電気通信設備に損害を与える行為

第 44 条（免責）

当社は、加入者が本サービスの利用に関して被った損害に対し、一切の責めを負いません。

2. 本サービスを利用して情報を送信又は受信した結果、その情報が名誉毀損あるいは損害賠償等の起訴対象となり得る場合、当社がその情報を事前に知っていたか否かに関わらず、当社はその一切の責めを負いません。

3. 本サービスを利用して当社サーバに保存された情報の消失又は毀損等について、一切の責めを負いません。

4. 第三者の行為に起因する損害に対しては、当社は一切の責めを負いません。

第 45 条（機密保持）

加入者及び当社は、本サービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

2. 当社は、前条の処分および照会があった場合は、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の秘密情報を提供することがあります。

4. 前項の規定は、本サービスの契約が終了した後も継続するものとします。

第 46 条（協議事項）

本契約に定めのない事項が生じた場合には、誠意を持って協議の上解決するものとします。

別表１　本サービスの種類とその内容

1　岐阜県恵那市内向けサービス

＊記載している金額は全て税込です。

（1）サービスの種類および料金等

基本サービス

サービス名称	利用料金	サービス内容
アミテレ	月額：1,595 円	テレビ（放送）［※1］
アミパックシニア［※4］	月額：3,278 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（5Mbps）（通信）［※2］
アミパックライト	月額：3,982 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Mbps）（通信）［※2］
アミパック 40	月額：4,235 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（40Mbps）（通信）［※2］
アミパック 100	月額：6,435 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（100Mbps）（通信）［※2］
アミパック 1G	月額：6,985 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（1Gbps）（通信）［※2］
アミパック 10G	月額：8,085 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Gbps）（通信）［※2］
アミテレ＋でんわ	月額：3,245 円	テレビ（放送）［※1］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパックシニア＋でんわ［※4］	月額：4,378 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（5Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパックライト＋でんわ	月額：5,082 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパック 40＋でんわ	月額：5,335 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（40Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］

サービスの種類	利用料金	サービス内容
アミパック 100＋でんわ	月額：7,535 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（100Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパック 1G＋でんわ	月額：8,085 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（1Gbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパック 10G＋でんわ	月額：9,185 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Gbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
ami:NET ミニ	月額：1,980 円	インターネット接続（3Mbps）（通信）［※2］
ami:NET100	月額：4,840 円	インターネット接続（100Mbps）（通信）［※2］
ami:NET1G	月額：5,060 円	インターネット接続（1Gbps）（通信）［※2］
ami:NET10G	月額：6,600 円	インターネット接続（10Gbps）（通信）［※2］
アミでんわ	月額：1,969 円	光 IP でんわのみ（通話料は含まれておりません） ［※3］［※5］

［※1］テレビ（放送）には NHK 放送受信料は含まれておりません。BS・110 度 CS デジタルに対応したテレビもしくはチューナーが必要です。

［※2］インターネット接続サービスの通信速度はベストエフォート型であり、一定の通信速度を保障するものではありません。D-ONU レンタル費用、プロバイダ費用が含まれております。

［※3］光 IP でんわアダプタのレンタル費用が含まれております。

［※4］ご契約者・お支払者の双方が 65 歳以上の方のみ、お申し込み可能です。

［※5］プラン変更時のみお申込みいただけるサービスとなります。インターネットを利用したでんわサービスとなるため、利用料金には通信機器のレンタル費用が含まれます。

付加サービス

対象		サービス名	利用料金
テレビ（放送）［※1］		地上デジタルチューナーレンタルサービス	月額:550 円/1 台
	多チャンネル パススルー サービス	アミパー　ベーシックパック	月額：1,925 円
		アミパー　ミニパック	月額：715 円
インターネット接続(通信)		固定 IP サービス（1 個）	初期：1,100 円 月額：2,200 円
		ゲーム用 IP	月額：220 円
		PC プロテクションサービス	月額：308 円 ［※2］
光 IP でんわ		非通知着信拒否	月額：220 円
		特定番号着信拒否（最大 30 件）	月額：220 円
		コールウェイティング	月額：330 円
その他		詐欺バスター　個人プラン Plus	月額：550 円
		詐欺バスター　ファミリー3 台プラン Plus	月額：825 円

［※1］NHK 放送受信料は含まれておりません。BS・110 度 CS デジタルに対応したテレビもしくはチューナーが必要です。

［※2］1 契約でデバイス 3 台まで利用可能です。

レンタルサーバサービス

サービス名	利用料金	サービス内容
ami:tool	年額：2,640 円	メールアドレス最大 5 個

※利用期間の途中で解約された場合、残存期間に対応する利用料金の返金はいたしかねます。

ISP サービス

サービス名	利用料金	サービス内容
フレッツ光コース	月額：1,100 円	フレッツ光でのプロバイダ接続［※1］

※アクセスポイントまでの通信費用、フレッツ光等の回線費用が別途必要です。

［※1］フレッツ光の一部のコースには対応していません。

（2）光 IP でんわ通話料およびユニバーサル料金、電話リレーサービス料金

URL　https://amixcom.jp/fee/　を参照してください。

（3）新規工事費用・初期費用

新規工事費用及び初期費用（基本サービス変更の際のサービス内容追加時の追加工事を含む）

内容		新規工事費用及び初期費用
テレビ用宅内工事		実費
通信用基本宅内工事		0 円［※1］
光 IP でんわ[※2]	電話番号新規発番の場合	0 円
	電話番号継続利用の場合	0 円[※3]

［※1］光ファイバーケーブル約 20m、露出配線となります。

お客様指定の工事を含む場合は、別途お見積させていただきます。

［※2］お客様ご自身で配線を行っていただきます。配線工事を希望される場合は別途お見積させていただきます。

［※3］回線一時停止手数料が必要です。（NTT 西日本からの請求となります。）

（4）解約・変更・一時停止にかかる費用

基本サービスの解約もしくは変更

（新規契約日が 2022 年 6 月 30 日以前の契約）

サービス内容	テレビ（放送）［※1］	インターネット接続（通信）	光 IP でんわ[※2]
戸建て	3,300 円	16,500 円	1,100 円

基本サービスの解約もしくは変更

（新規契約日が 2022 年 7 月 1 日以降の契約）

サービス内容	テレビ（放送）［※1］	インターネット接続（通信）	光 IP でんわ[※2]
戸建て	3,300 円	0 円［※3］	0 円［※3］

＊基本サービスの解約もしくは変更によって必要な手続きの（撤去工事）費用を足した金額が、費用の合計になります。

［※1］テレビ（放送）の利用停止費用には、アンテナへの切替工事費用は含まれておりません。

［※2］レンタル機器の撤去工事費は無料ですが、宅内用光ファイバーケーブルやモジュラーケーブル等、宅内配線の撤去には実費の工事費用が必要です。

レンタルサーバサービス・ISP サービスの解約にかかる費用

特にかかりません

基本サービスの一時停止にかかる費用（最長 1 年）

サービス内容	インターネット接続を含むコース
戸建て	月額：2,145 円
集合住宅	一時停止不可

＊一時停止できる期間は最長 1 年です。

＊テレビ（放送）および光 IP でんわの一時停止はできません。

付加サービス・レンタルサーバサービス・ISP サービスの一時停止

一時停止はできません。

（5）初期契約解除における工事費負担（既に工事が実施された場合）

内容	費用
テレビ用宅内工事費	17,050 円
インターネット用宅内工事費	16,500 円

（6）その他の手数料

内容	費用
登録確認書再発行手数料	330 円
請求書等発行手数料	440 円

別表１　本サービスの種類とその内容

1　岐阜県輪之内町内向けサービス

＊記載している金額は全て税込です。

（1）サービスの種類および料金等

基本サービス

サービスの種類	利用料金	サービス内容
アミテレ	月額：1,650 円	テレビ（放送）［※1］
アミパックシニア［※4］	月額：3,278 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（5Mbps 程度）（通信）［※2］
アミパックライト	月額：3,982 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Mbps 程度）（通信）［※2］
アミパック 40	月額：4,235 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（40Mbps）（通信）［※2］
アミパック 100	月額：6,435 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（100Mbps）（通信）［※2］
アミパック 1G	月額：6,985 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（1Gbps）（通信）［※2］
アミパック 10G	月額：8,085 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Gbps）（通信）［※2］
アミテレ＋でんわ	月額：3,245 円	テレビ（放送）［※1］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパックシニア＋でんわ［※4］	月額：4,378 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（5Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパックライト＋でんわ	月額：5,082 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパック 40＋でんわ	月額：5,335 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（40Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］

サービスの種類	利用料金	サービス内容
アミパック 100＋でんわ	月額：7,535 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（100Mbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパック 1G＋でんわ	月額：8,085 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（1Gbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
アミパック 10G＋でんわ	月額：9,185 円	テレビ（放送）［※1］ インターネット接続（10Gbps）（通信）［※2］ 光 IP でんわ（通話料は含まれておりません）［※3］
ami:NET ミニ	月額：1,980 円	インターネット接続（3Mbps）（通信）［※2］
ami:NET100	月額：4,840 円	インターネット接続（100Mbps）（通信）［※2］
ami:NET1G	月額：5,060 円	インターネット接続（1Gbps）（通信）［※2］
ami:NET10G	月額：6,600 円	インターネット接続（10Gbps）（通信）［※2］
アミでんわ	月額：1,969 円	光 IP でんわのみ（通話料は含まれておりません） ［※3］［※5］

［※1］テレビ（放送）には NHK 放送受信料は含まれておりません。BS・110 度 CS デジタルに対応したテレビもしくはチューナーが必要です。

［※2］インターネット接続サービスの通信速度はベストエフォート型であり、一定の通信速度を保障するものではありません。D-ONU レンタル費用、プロバイダ費用が含まれております。

［※3］光 IP でんわアダプタのレンタル費用が含まれております。

［※4］ご契約者・お支払者の双方が 65 歳以上の方のみ、お申し込み可能です。

［※5］プラン変更時のみお申込みいただけるサービスとなります。インターネットを利用したでんわサービスとなるため、利用料金には通信機器のレンタル費用が含まれます。

付加サービス

対象	サービス名	利用料金
テレビ（放送）［※1］ 多チャンネル パススルーサービス	アミパー　ベーシックパック	月額：1,925 円
	アミパー　ミニパック	月額：715 円
インターネット接続(通信)	固定 IP サービス（1 個）	初期：1,100 円 月額：2,200 円
	ゲーム用 IP	月額：220 円
	PC プロテクションサービス	月額：308 円 ［※2］
光 IP でんわ	非通知着信拒否	月額：220 円
	特定番号着信拒否（最大 30 件）	月額：220 円
	コールウェイティング	月額：330 円
その他	詐欺バスター　個人プラン Plus	月額：550 円
	詐欺バスター　ファミリー3 台プラン Plus	月額：825 円

［※1］NHK 放送受信料は含まれておりません。BS・110 度 CS デジタルに対応したテレビもしくはチューナーが必要です。

［※2］1 契約でデバイス 3 台まで利用可能です。

（2）光 IP でんわ通話料およびユニバーサル料金、電話リレーサービス料金

URL　https://amixcom.jp/fee/　を参照してください。

（3）新規工事費用・初期費用

新規工事費用及び初期費用（基本サービス変更の際のサービス内容追加時の追加工事を含む）

内容		新規工事費用及び初期費用
テレビ用宅内工事		実費
通信用基本宅内工事		0 円［※1］
光 IP でんわ[※2]	電話番号新規発番の場合	0 円
	電話番号継続利用の場合	0 円[※3]

[※1]光ファイバーケーブル約 20m、露出配線となります。お客様指定の工事を含む場合は、別途お見積させていただきます。
[※2] お客様ご自身で配線を行っていただきます。配線工事を希望される場合は別途お見積させていただきます。
[※3] 回線一時停止手数料が必要です。（NTT 西日本からの請求となります。）

（4）解約・変更・一時停止にかかる費用

基本サービスの解約もしくは変更

（新規契約日が 2022 年 6 月 30 日以前の契約）

サービス内容	テレビ（放送）[※1]	インターネット接続（通信）	光 IP でんわ[※2]
戸建て	3,300 円	16,500 円	1,100 円
集合住宅	0 円	0 円	0 円

基本サービスの解約もしくは変更

（新規契約日が 2022 年 7 月 1 日以降の契約）

サービス内容	テレビ（放送）[※1]	インターネット接続（通信）	光 IP でんわ[※2]
戸建て	3,300 円	0 円［※3］	0 円［※3］
集合住宅	0 円	0 円	0 円

＊基本サービスの解約もしくは変更によって必要な手続きの費用を足した金額が、費用の合計になります。
[※1] テレビ（放送）の利用停止費用には、アンテナへの切替工事費用は含まれておりません。
[※2] 解約もしくは光 IP でんわを含まないインターネット接続（通信）のコースに変更される場合は、光 IP でんわアダプタをお客様自身で返送もしくは窓口へご持参ください。
[※3] レンタル機器の撤去工事費は無料ですが、宅内用光ファイバーケーブルやモジュラーケーブル等、宅内配線の撤去には実費の工事費用が必要です。

基本サービスの一時停止にかかる費用（最長 1 年）

サービス内容	インターネット接続を含むコース
戸建て	月額：2,145 円
集合住宅	一時停止不可

＊一時停止できる期間は最長 1 年です。
＊テレビ（放送）および光 IP でんわの場合、一時停止はできません。

付加サービスの一時停止

一時停止はできません。

(5) 初期契約解除における工事費負担（既に工事が実施された場合）

内容	費用
テレビ用宅内工事費	17,050 円
インターネット用宅内工事費	16,500 円
引き込み工事費	11,000 円

(6) その他の手数料

内容	費用
登録確認書再発行手数料	330 円
請求書等発行手数料	440 円

お問い合わせ先

株式会社アミックスコム

岐阜県恵那市長島町正家一丁目 6 番地 1

Tel:0573-20-3252　Fax:0573-20-3253

E-mail:support@amixcom.jp